

平成 31 年度税制改正要望書

一般社団法人徳島県法人会連合会

2018・6・19

1. 総論

平成 30 年度の税制改正は、働き方の多様化への対応や所得再分配機能の回復の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、法人税については、賃上げや生産性向上のための所得拡大促進税制の見直し等が行われた。

また、中小企業の世代交代を促進するため、事業承継税制について、10 年間の特例措置として抜本的な拡充が行われている。

国の平成 30 年度予算は、一般会計の規模が平成 29 年度当初予算と比べ 2,581 億円増の 97 兆 7,128 億円となり、6 年連続で過去最大を更新した。税収は、景気回復により前年度と比べ 1 兆 3,670 億円増の 59 兆 790 億円となるが、税収が当初予算で 59 兆円を超えるのは平成 5 年度以来 25 年ぶりとなる。新規国債発行額は、前年度に比べ 6,776 億円減の 33 兆 6,922 億円となり、公債依存度は、前年度と比べ 0.8% 減の 34.5% となった。この結果、基礎的財政収支は▲103,902 億円の赤字となり前年度に比べ▲4,511 億円改善している。

国は財源不足を補うため、毎年多額の国債発行を行ってきており、平成 30 年度末における国及び地方の長期債務残高は、1,107 兆円（対 GDP 比 196%）に達する見込で、主要先進国中最悪の水準となり極めて深刻な状況にある。

そのため、政府は、「国と地方を合わせた基礎的財政収支を 2020 年度までに黒字化し、その後、国と地方の長期債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す」財政健全化目標を設定していたが、平成 29 年 6 月、「基礎的財政収支の黒字化と同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引き下げを目指す」との見直しを行った。

平成 29 年 9 月衆議院解散に当たり、安倍総理は、平成 31 年 10 月に予定されている消費税率引上げ分のうち、国債の償還に充てる分を子育て支援に廻すとしたため、財政健全化が遠のくこととなり、2020 年度までに達成するとした財政健全化は先送りされることとなった。

なお、平成 30 年 1 月に内閣府から提出された「中長期の経済財政に関する試算」では、「成長実現ケース」においても、2020 年度の国・地方の基礎的財政収支は、▲10.8 兆円（対 GDP 比▲1.8%）の赤字となり、基礎的財政収支が黒字化するのは

2027年度となる見通しとなっている。

財政健全化を着実に進めるためには、基礎的財政収支対象経費の抑制を図ることが不可欠であり、社会保障制度改革を始め歳出構造の抜本的改革が必要である。

我が国経済は、景気回復局面が6年目に入り、企業業績は堅調に推移しているものの実質賃金や消費は伸び悩み、回復の実感が乏しく、地方の中小・零細企業は依然として厳しい状況にある。中小企業は地域経済の担い手であり、地方の中小企業の活性化に資する税制が是非とも必要である。以下要望事項を明記したので、実現を期していただきたい。

2. 税・財政改革等基本的な課題に対する意見、要望

(1) 社会保障と財政健全化について

平成30年度予算における社会保障関係費は、薬価制度の抜本改革等により「経済・財政再生計画」の目標どおり約5,000億円の増加に抑えられたが、団塊世代が後期高齢者になる2025年に向けて社会保障費の膨張は避けられないことから財政健全化のカギを握るのが、増加し続ける社会保障関係費をいかに抑制するかである。特に増加が著しい年金、医療、介護について「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに適正な負担を求めるなど給付と負担の抜本的な見直しを行うとともに、財源確保のうえから2019年10月の消費税率引き上げを確実に実施すること。

(2) 徹底した行財政改革について

消費税増税で国民に負担を求めており、為政者自身も身を切る改革をする必要がある。民間企業は血のにじむような企業努力をしており、政府においても、公務員の人員削減や人件費削減・国会議員や地方議員の大胆な定数削減及び報酬削減、特別会計と独立行政法人の無駄の削減等行財政改革を断行し、無駄な歳出は徹底的に排除すること。

(3) 社会保険料負担について

社会保険方式を中心としている我が国の社会保障制度において、企業は事業主負担という形で社会保険料を拠出しており、その総額は、2017年度予算で

32.0兆円（2016年度30.7兆円）と社会保障給付費の27.8%を占めている。中小企業の7割が欠損法人という厳しい経営環境の中、毎年一方的に引き上げられる社会保険料負担は極めて重いものがある。特に、健康保険料の中で、組合員の医療費と直接関係のない高齢者医療への支援金が増加しているが、これは高齢者への所得の再配分であり、本来は税で賄うべきものである。

これ以上の負担増は、企業の活力が失われ経済全体にとってマイナスとなるので、早急に見直しを図ること。

（4）消費税について

1）消費税率10%への引き上げ

消費税率10%への引き上げは、財政健全化のため不可欠であり、2019年10月に確実に実施すること。また、そのための経済環境の整備に努めること。

2）価格転嫁対策

価格転嫁対策特別措置法により対策を講じているが、いまだ十分とは言えない状況にある。立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、より実効性の高い転嫁対策を行うこと。

3）益税の解消について

消費税制度における「簡易課税制度」や「事業者免税点制度」については、徴税コスト最小化の観点から設けられているが、問題が多く是正すること。

① 簡易課税制度

多くの適用事業者は、本則で消費税納税額を計算するとともに、「みなし仕入れ率」で計算した場合と比較して、有利な方で納税している状況にあり、これにより1,500億円程度の益税が生じていると推計されている。これを防止するため、平成16年から据え置かれている簡易課税制度の適用上限額（5000万円）を大幅に引き下げるべきである。

② 事業者免税点制度

事業者免税点制度は、年間売上高が1,000万円以下の事業者について適用されているが、免税事業者は個人を中心に500万事業所を超えるといわれ、この制度による益税額は4,000億円程度と推計される。

そのため免税事業者の適用範囲を縮小することが必要である。消費税率が10%になれば、この益税額はますます大きくなるので、早急に対応すること。

(5) マイナンバー制度

平成28年1月からマイナンバーの運用が開始されたが、カード交付率は9.6%（平成29年8月末現在）と低調であり、国民に受け入れられたとは言い難い。国においては、国民の利便性を高める観点からの利用法を積極的に構築すべきである。また、情報の漏洩等により、国民に多大な不安を与えていることから、国民に信頼される制度とすること。

3. 税目別課題に対する個別要望

(1) 法人税制

1) 法人税の税率の引き下げ

我が国の法人実効税率は20%台が実現したが、欧州（OECD平均24.98%）、アジア諸国（平均22.17%）に比較してまだ高い水準にあり、アメリカ合衆国も21%に引き下げられたところである。わが国企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、外国資本の国内への投資促進の観点から、法人税率の更なる引き下げを行い、早期に欧州・アジア主要国並みの実効税率とするよう求める。

2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に影響を及ぼさないこと。

3) 中小法人に対する軽減税率の見直し

中小法人に対する法人税の軽減税率の特例15%を、時限措置（平成30年度末まで）ではなく本則化すること。なお、直ちに本則化することが困難な

場合は、適用期限を延長すること。また、昭和 56 年以來 800 万円に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を 1,600 万円まで引き上げるよう求める。

4) 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について

少額減価償却資産の取得価額を 30 万円とし、損金算入額の上限（年間取得合計額 300 万円）を撤廃するよう求める。

5) 南海トラフ巨大地震による被害から復興・再生を図るための実効性のある措置について

南海トラフの巨大地震が近い将来、日本列島を襲うことが予測されており、被災地域の企業は甚大な被害を受け、サプライチェーンが分断され、国内経済に大きな影響を与えることが懸念される。このため、企業においては、事業継続計画（BCP）の策定等を通じ、出来る限り早く事業活動を復旧する方策を予め検討しておく事が重要であり、徳島県においては、企業のBCP策定について積極的に支援策を講じている。

そこで、一日も早い復興・再生を図るため、事業継続計画（BCP）を策定・運用している中小企業について、

① 必要な資金を準備金として積み立てた場合、その積立額を損金算入可能とすること。

② 準備金を取り崩して再開投資を行う場合、特別償却を可能とすること。

以上の税制上の措置を講じること。

(2) 事業承継税制

平成 30 年度税制改正において、中小企業の代替わりを促進するため、事業承継税制について、10 年間の特例措置として、抜本的に拡充されており、評価できるものである。

しかしながら、改正前に通常の相続手続きをした事業継承者は、株式の相続などで相当額の相続税を納めており、余りにも均衡を失っている。

そのため、少なくとも改正前 5 年以内の事業継承者については、何らかの税優遇措置を講じることが望む。

また、欧米諸国においては、「事業承継を優先させる」ことを主眼とし、事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を控除あるいは軽減する税制となっている。わが国においても欧米諸国並みの本格的な事業承継税制の創設を求めるものである。

(3) 相続税・贈与税

- 1) 資産の世代間移転とその有効活用による経済の活性化の観点から、贈与税の基礎控除額の引き上げ及び、相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）の引き上げを求める。
- 2) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2,000万円について、昭和63年以来据え置かれているので、3,000万円に引き上げるよう求める。
- 3) 死亡保険金・死亡退職金の非課税限度額について、法定相続人一人当たり500万円とされているが、昭和63年以来据え置かれているので、1,000万円まで引き上げるよう求める。

(4) 個人所得税制

1) 所得税と住民税

我が国の個人所得課税は、各種控除の拡充などにより課税ベースが狭いうえに、度重なる減税によって税率が引き下げられた結果、「課税ベースが狭く税率も低い」という世界に類を見ない特異な型となっているため、税負担はきわめて低く、現在、就業者のうち非納税者は約3割を占めている。所得税及び住民税は、国と地方の基幹税であり、財源調達機能を回復するためにも「課税ベースを広げる」ことにより国民が広く公平に負担するという原則に立ち返るべきである。

また、個人住民税は、行政サービスの対価としての応益性の原則から均等割りを引き上げるとともに、所得割は前年所得を基準としているための問題点もあり、所得税と同様に現年課税とすることを求める。

2) 各種控除制度の見直し

各種控除については、社会構造の著しい変化に伴い、世帯の類型や就労形態が大幅に変化・多様化しているため、合理的なものに見直すべきである。

(5) 地方の税制

1) 固定資産税

固定資産税は、長期的な地価の下落にもかかわらず負担額が高いので、評価方法及び課税方式の抜本的見直しを求める。

- ① 土地の評価は収益還元価格で評価すること
- ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す
- ③ 償却資産については、非課税の範囲を少額減価償却資産（30万円）と同額とする。

(6) その他

1) 電子申告

法人税、所得税のマイナンバーカードによる電子申告（e-Tax）については、ICカードリーダーを買替える必要があり、普及の遅れの一因となっていると思われる。そのため、過去に実施された電子証明書等特別控除制度の復活を求めるものである。

また、電子申告利用者の一層の利便性向上のため、地方税の電子申告（e L Tax）との統一的な運用を図るべきである。

2) 印紙税の廃止について

電子取引の拡大などペーパーレス化が急速に進行していく中で、文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止することを求める。

4. 地方の個別の税制課題に対する要望

(1) 事業承継税制の贈与税における贈与者の要件について

現行の税優遇制度を受けるには、先代経営者が代表権を喪失することが要件

となっているが、信用力の観点で、金融機関等から先代経営者の代表権維持を要望されることがあり、企業が事業承継をためらう要因ともなっている。

そのため、事業承継税制の認定要件である、先代経営者の代表権喪失要件について、年次報告が必要な5年間は、代表権を維持することができるようにすること。

(2) 脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの転換について

認定長期優良住宅のうち、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の要件を満たす住宅については、更なる税の軽減措置を講じること。

- 1) 不動産取得税 控除額の限度額を1,500万円に
- 2) 固定資産税 新築後の減額期間を7年度分に

(3) 耐震改修促進税制について

「耐震改修促進税制」の適用対象となる既存住宅の要件について、現行、「昭和56年5月31日以前に建築された住宅」を「平成12年5月31日以前に建築された住宅」まで拡充すること。

以上